

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

嘱託職員就業規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の嘱託職員の労働条件、服務規律、その他の就業に関する事項を定めたものである。

2 この規則及びこの規則の付属規程に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(嘱託職員の定義)

第2条 この規則において嘱託職員とは、第2章の定める手続きにより採用され、本会の業務を実施するために必要とされる知識、技能または経験を有する者で、1年以内の期間を定めて雇用される者をいう。

(遵守義務)

第3条 本会及び職員は、この規則及びこの規則の付属規程を遵守し、相互に協力して業務の発展と労働条件の向上に努めなければならない。

第2章 人 事

(採 用)

第4条 本会は、就職を希望する者の中から、選考の上適当と認めた者を嘱託職員として採用する。

(採用時の提出書類)

第5条 採用された嘱託職員は、次の書類を提出しなければならない。ただし、その必要を認めない場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 身元保証書
- (3) 誓約書
- (4) 健康診断書
- (5) 職務遂行上必要とされる資格を証する書類または免許の写し
- (6) その他本会が必要と認める書類

(雇用期間)

第6条 嘱託職員の雇用期間は、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年以内の期間として、延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、満65歳に達した者の雇用期間の延長は行わない。

(試用期間)

第7条 新たに採用した者については、採用の日から1か月間を試用期間とする。

2 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不適當であると認められる者については、第7章の手続きに従い解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(職員の任免)

第8条 嘱託職員の任免は、担当業務、雇用期間、給料を記した辞令の交付をもって会長が行う。

第3章 服務規律

(服務の基本原則)

第9条 嘱託職員は、本会の目的達成のため、誠実に職務を遂行して、業務の正常な運営を図るとともに、職場秩序の保持に努めなければならない。

(服務心得)

第10条 嘱託職員は、常に次の事項を守り服務に精励しなければならない。

(1) 常に健康に留意し、明朗はつらつたる態度をもって勤務すること。

(2) 職場の整理整頓に努め、常に職場を清潔に保つようにすること。

(3) 安全及び衛生に関する諸事項を遵守し、常に事故の防止を心掛けて業務を行うこと。

(4) 酒気をおびて勤務しないこと。

(5) 勤務時間中は、職務に専念し、みだりに職場を離れないこと。

(6) 本会の設備、車両、機械、器具、その他の物品を大切に扱うとともに、これらの保管を適切に行い、許可なく職務以外の目的に使用しないこと。

(7) 職務に関して、自らの利益を図り、本会の金品を私用に供し、または、利用者、関係者等から不当に金品を借用し、もしくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。

(8) 本会の名誉を害し、またはその信用を傷つける行為を行わないこと。

(9) 在職中はもちろん退職後といえども、職務上知り得た秘密事項及び利用者の不利益となる事項を他に漏らさないこと。

(10) 前各号に掲げるほか、業務の正常な運営を妨げ、または職場の風紀もしくは秩序を乱す行為を行わないこと。

(兼職の制限)

第11条 嘱託職員が、他の法人または団体の役職員となり、あるいは営利を目的とする業務に従事するときは、会長の承認を得なければならない。

(出退勤)

第12条 嘱託職員は、出退勤の際に次の事項を守らなければならない。

(1) 嘱託職員は、出勤したとき又は退勤しようとするときは、直ちに出勤又は退勤の記録に必要な所定の手続きをしなければならない。

(2) 退勤の際は、書類及び器具・備品等の整理整頓を行なうとともに、火の始末、戸締りを厳重に行うこと

2 次の各号の一に該当する職員に対しては、出勤を禁止し、または退勤を命ずることがある。

(1) 風紀秩序をみだし、または衛生上有害と認められる者

(2) 火気、凶器その他業務に必要でない危険物を携帯する者

(3) 業務を妨害し、もしくは本会の秩序をみだし、またはそのおそれのある者

(4) その他本会が必要ありと認めた者

(遅刻、早退及び外出)

第13条 職員は、やむを得ない事由により、遅刻、早退及び外出するときは、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に申し出る余裕のない場合は、事後遅滞なく承認を受けなければならない。

第4章 勤 務

(勤務時間)

第14条 嘱託職員の勤務時間は、休憩時間を除き、原則として1日7時間45分とし、4週間を平均し1週間の労働時間が休憩時間を除き38時間45分を超えない範囲で定める。ただし、業務の都合により、1日及び1週間あたりの勤務時間を短縮する場合がある。

(始業、終業及び休憩の時刻)

第15条 始業、終業、休憩の時刻は次のとおりとする。

始 業	終 業	休 憩	備 考
8時45分	17時30分	12時00分～13時00分	

2 業務の都合により、全部または一部の嘱託職員について、第14条で定める勤務時間を変更することなしに、前項の始業及び終業の時刻並びに休憩の時刻を繰り上げ、または繰り下げることがある。

(時間外勤務)

第16条 嘱託職員には、原則として時間外に勤務させない。ただし、業務の都合によりその職務が特殊な場合には、第14条の勤務時間を超えて時間外に勤務させることがある。

(休 日)

第17条 休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）で定められた休日

(3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

（休日勤務）

第18条 業務の都合によりやむを得ない場合には、前条の休日に勤務させ、又は前条の休日を他の日に振替えさせることがある。

（年次有給休暇）

第19条 嘱託職員は、勤務年数に応じ次の表により年次有給休暇を与える。

勤続年数	3年目まで	4年目	5年目	6年目	7年目
年次有給休暇の日数	12日	14日	16日	18日	20日

2 前項の規定にかかわらず、雇用期間が1年未満で年度の途中で終了するものの有給休暇は、次表のとおりとする。

雇用月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
年次有給休暇の日数	1日	3日	5日	7日	9日	10日	10日	10日	10日	10日	11日

3 第1項の当該年度に付与された年次有給休暇のうち職員がその年に受けられなかった日数（以下「残日数」という。）があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

4 年次有給休暇は、1日単位で与えるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間単位で与えることができる。なお、1時間単位で与えられた休暇は、8時間をもって1日とする。

5 年次有給休暇は、前年より繰り越されたものから消化する。

6 年次有給休暇の有効期間は2年間とする。

7 第1項に規定する勤務年数は、第6条第1項に規定する雇用期間とする。

8 第1項及び第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員は付与日から1年以内に当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、本会が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第4項の規定により年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

（受診勧奨）

第20条 職員が医療機関を受診せず、身体または精神の負傷もしくは疾病により職務に耐えることができないと認められるときは、医療機関の受診を促すものとする。

2 職員が前項に規定する医療機関の受診を拒んだ場合は、病状と必要な休暇期間を把握するため受診命令を発令することができる。

3 前2項の規定により、職員が医療機関を受診したときは、診断書の提出を求める

ものとする。

(病気休暇)

第21条 嘱託職員が負傷し、または疾病にかかりその療養のため勤務しないことが適当と認められた場合、次の各号により病気休暇を与えるものとする。

(1) 嘱託職員が業務上の原因により負傷し、または疾病にかかったと認められた場合は、1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき、必要とされる期間の休暇を与える。

(2) 嘱託職員が前号の規定以外の原因により負傷し、または疾病にかかり業務に従事できない場合は、医師の診断書に基づき90日を超えない期間の休暇を与える。ただし、復帰後、90日以内に同一の疾病により再び病気休暇を受けようとする場合は、その前後の期間は通算するものとする。無給とする。

(3) 嘱託職員が結核性疾患にかかり療養をする場合には、1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき、必要と認める期間の休暇を与える。無給とする。

2 病気休暇期間中、職員は療養に関する医師の指示を忠実に遵守する等、健康回復のため療養に専念しなければならない。

3 職員は定期的に、さらに臨時に本会の求めに応じ、療養の状況や回復、回復状況、病気休暇の必要性等につき、医師の診断書を添えて本会に報告しなければならない。

4 本会は、病気休暇期間中の職員に対し、医師の診断書による臨時の面談を行うことができ、職員はこれを拒んではならない。

(特別休暇)

第22条 職員が次の各号の一に該当する事由により、当該職員からの請求があったときは、所定の日数の特別休暇を与える。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その必要と認められる期間、有給とする。

(2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公庁へ出頭する場合、その必要と認められる期間、有給とする

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、または骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外のものに骨髄液を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務できない場合、その必要と認められる期間、無給とする。

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次の社会へ貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが適当であると認められるとき、1の年において5日の範囲内の期間、無給とする。

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは

精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設での活動

ウ 身体上もしくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(5) 職員の結婚の日の5日前から結婚の日後1か月を経過する日までの連続する5日間の期間、有給とする

(6) 女子職員の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産の日まで及び出産の日の翌日から8週間（産後6週間を経過する女子職員が就業を申し出た場合、医師が支障ないと認めた場合は、その期間）を経過するまでの期間、無給とする。

(7) 妊娠中または出産後1年を経過しない女子職員から母子保健法に基づく保健指導または健康診査を受けるために必要な休暇の請求があった場合には、次の範囲の期間、有給とする

ア 産前の場合

妊娠27週まで . . . 4週に1回

妊娠28週から35週まで . . . 2週に1回

妊娠36週から出産まで . . . 1週に1回

ただし、医師または助産婦（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときは、これにより必要な時間。

イ 産後（1年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間。

(8) 生後1年に達しない生児を育てる女子職員が育児の時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分以内の期間、有給とする

(9) 職員が妻（届出をしてないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）の出産に伴い入院の付き添い等のため勤務しないことが適当と認められる2日以内の期間、無給とする

(10) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、または疾病にかかった当該子の世話、当該子に予防接種や健康診断を受けさせるため、感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話、当該子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加のため、勤務しないことが適当と認められる場合、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度とする期間、有給とする。

ア 子の看護等休暇は、時間単位で取得することができる。

(11) 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、当該対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度とする期間、有給とする。

ア 介護休暇は、時間単位で取得することができる。

- (12) 職員の親族が死亡し、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが適当と認められた場合、次表に掲げる親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く必要がある場合はその往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間、有給とする

親 族	血 族	姻 族
配 偶 者	10日	
父 母	7日	3日（同一生計7日）
子	5日	1日（同一生計5日）
祖 父 母	3日（代襲相続7日）	1日（同一生計3日）
孫	1日	
兄 弟 姉 妹	3日	1日（同一生計3日）
伯 父 伯 母	1日（代襲相続7日）	

- (13) 職員が夏季における盆等諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合、1の年の6月から9月までの期間内における原則として連続する3日間の範囲内の期間、ただし、第17条に規定する休日を除く。有給とする。

- (14) 水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、または破損した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、7日間の範囲内の期間、有給とする。

- (15) 水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合、必要と認められる期間、有給とする。

- (16) 生理日の就業が著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合、必要な期間、有給とする。

- (17) 前各号に掲げるもののほか、特に会長が必要と認めた場合、必要と認められる期間、給与についてはその都度会長が指定する

(休暇の請求及び承認)

第23条 嘱託職員が第19条、第21条から前条に規定する休暇を得ようとするときは、あらかじめ所属長に請求し、承認を得なければならない。ただし、あらかじめ承認を得ることができなかつたときは、事後速やかに承認を得なければならない。

2 所属長は、前項により請求された休暇について、その事由を確認する必要があると認めたときは、証明書の提出を求めることができる。

3 所属長は、第1項の請求に対して業務上の支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達すると認められる場合は、他の日または時間に変更を求めることができる。

(介護休業)

第24条 職員が要介護状態にある対象家族を介護するために申し出た場合は、介護休業を与える。

2 介護休業等について必要な事項については、「育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務に関する規程」の定めによるものとする。

(育児休業等)

第25条 職員は2歳に満たない子を養育するために申し出た場合は、育児休業を受けることができる。

2 育児休業等について必要な事項については、「育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務に関する規程」の定めによるものとする。

第5章 給 与

(給 与)

第26条 嘱託職員の給与は、報酬、割増報酬、時間外手当、職務手当及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第27条 給与は、月給制とし、月の1日から末日まで(以下「支給期間」という。)の給与の支給日は21日とする。ただし、その日が第17条に規定する休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日に支払う。

2 前項の規定にかかわらず、給与を直接現金で受け取るべき者の同意があった場合には、その全部または一部を、そのものの指定する銀行その他の金融機関の預貯金口座への振り込みの方法により支払うことができる。

(新任、退職、死亡及び無給休暇の際の給与計算と支給)

第28条 新任の場合の当初の給与は、その発令の日から支給する。

2 退職の場合の給与は、その退職の日まで支給する。

3 死亡の場合の給与は、その月まで支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給与を支給する場合であって、前条第1項に規定する支給期間の全日数に達しないときは、その支給期間の全日数から第17条に規定する休日の日数を差引いた日数を基礎とし日割りによって支給する。

5 無給休暇の場合の給与は、翌月の給与より減額する。この場合その減額する給与の計算については、前項の規定を準用する。

(給与の端数処理)

第29条 給与の支払いにあたって1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて支給する。

(報 酬)

第30条 嘱託職員の報酬は、別表1の嘱託職員給料表を基準とし、対馬市受託事業及

びそれに準ずる業務にかかる嘱託職員については、対馬市と協議の上予算の範囲内で、その他の職員は予算の範囲内で会長が定める。

(初任給)

第31条 新たに嘱託職員となる者の給与は次の各号とする。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 一般事務・相談支援専門員 | 7号給 |
| (2) 介護員・介護支援専門員 | 15号給 |
| (3) 看護師 | 19号給 |

2 前項の規定にかかわらず新たに嘱託職員となった者の職務経験等により在職年数に加算する。

(昇給)

第32条 嘱託職員の昇給は、第3項に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により嘱託職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した嘱託職員の4号給とすることを標準として別表2に定める基準に従い決定するものとする。

3 昇給の時期は、毎年4月1日とする

(割増報酬)

第33条 割増報酬は6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらを「基準日」という。)にそれぞれ1ヶ月以上在職し、勤務成績が良好な場合、職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。その日が第17条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日に支払う。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員に対しても同様とする。

2 割増報酬の金額は、別表3に掲げる額とする。

(時間外手当)

第34条 嘱託職員が第16条に規定する時間外勤務を行った場合には、次の各号により時間外手当を支給する。

(1) 第14条の規定により勤務時間が短縮された嘱託職員が1日8時間又は1週間に40時間の範囲内で第15条の勤務時間内に勤務した場合は、その勤務した時間に1時間あたりの報酬額を乗じた額。

(2) 第16条の規定の勤務時間外に勤務した場合、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間あたりの報酬額に100分の125(その勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)の割合を乗じた額。

(3) 第18条に規定する休日勤務を命ぜられた職員が、振替を行わなかった場合、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間あたりの報酬額に1

00分の135（その勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）の割合を乗じた額。

(4) 第1号から前号までの勤務1時間あたりの報酬額は、月額報酬に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た金額とする。ただし、その金額に円未満の端数が生じたときは、これを円単位に四捨五入した額とする。

2 時間外手当は、毎月末日をもって締切り、翌月の給与支給日に支給する。

(通勤手当)

第35条 嘱託職員が、通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする場合に支給する。

2 通勤手当の月額額は、別表4に掲げる額とする。

(職務手当)

第36条 職務手当は、職員が担当する職務の内容、職務を遂行するために必要な技能や取得した資格、専門性、責任の重さに応じ、支給する。

2 職務手当の月額額は、別表5に掲げる額とする。

(退職給与金)

第37条 嘱託職員には、退職給与金を支給しない。

第6章 出張

(出張命令)

第38条 業務上の必要があるときは、嘱託職員に出張を命ずることがある。

(復命)

第39条 出張が終わったときは、速やかに口頭又は文書をもって復命しなければならない。

(出張旅費)

第40条 出張旅費の支給については、別に定める役職員等旅費支給規程の定めによる。

第7章 無期労働契約への転換、退職及び解雇

(無期労働契約への転換)

第41条 期間の定めのある労働契約で雇用する嘱託職員うち、通算契約期間が5年を超える者は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある嘱託職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約に転換した嘱託職員に係る定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

(退職)

第42条 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、職員としての資格を失う。

(1) 死亡したとき

(2) 雇用期間が満了しその期間を延長しないとき。

(3) 本人の都合により退職を願い出て本会の承認があったとき、または退職願提出後、14日を経過したとき

(4) 業務上の傷病により療養中の者に打切り補償を行ったとき、または労働災害補償保険法による長期療養給付が行われることになったとき。

(退職手続)

第43条 職員が自己の都合により退職しようとするときは、退職願を提出しなければならない。

2 退職願を提出した者は、本会の承認があるまでは従前の業務に従事しなければならない。ただし、退職願提出後14日を経過した場合はこの限りでない。

(解雇)

第44条 職員が次の各号の一に該当する場合には解雇することがある。

(1) 医師の診断書に基づき身体または精神の障害により、職務に耐えることができないと認められるとき。

(2) 勤務成績または業務能率が著しく不良で業務に適さないと認められるとき。

(3) 事業の休廃止または縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の削減が必要となったとき

(4) その他、前号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき

(解雇の予告)

第45条 前条により解雇する場合には、次に掲げる者を除き30日前に予告し、または労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分に相当する予告手当を支払う。

この場合において、予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することとする。

(1) 2か月以内の期間を定めて雇用する者（所定の期間を超えて引き続き使用さ

れるに至った者を除く)

(2) 試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)

(解雇制限)

第46条 職員が業務上の傷病による療養のため休業する期間及びその後30日、並びに産前産後の女子が休業する期間及びその後30日間は解雇しない。

ただし、業務上の傷病の場合において、療養開始後3年を経過しても傷病がなおらないで打切補償を支払った場合(法律上打切補償を支払ったとみなされる場合を含む)は、この限りでない。

第8章 雑 則

(保 険)

第47条 嘱託職員は、労働保険及び社会保険に加入させ、各法定保険料を給与から控除して徴収する。

(その他)

第48条 その他、本規則に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める社会福祉法人対馬市社会福祉協議会就業規則を準用するほか、会長と嘱託職員の協議の上定める。

(改正手続)

第49条 この規則を改正する場合には、職員を代表する者の意見を聞いた上、理事会の議決を得てこれを行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年3月1日より施行する。ただし、第5章に規定する給与に関し、平成16年3月1日の合併後の3月期1ヶ月においては、それぞれ合併前に所属する社会福祉協議会の定めにより支給する。
- 2 この規則は、平成17年4月1日より改正実施する。
- 3 第14条及び第17条の起算日は、平成16年3月1日とする。
- 4 この規則は、平成18年11月8日より改正実施する。
- 5 第19条に規定する有給休暇について、附則3の改正実施日以前より雇用されていたものについては、第19条第1項の付与日数から10日を減じた日数を当該改正実施日に加算する。
- 6 第19条第3項に規定する勤続年数については、平成16年3月1日の合併前に各町の社会福祉協議会において嘱託職員として雇用されていた期間を通算する。
- 7 この規則は、平成20年4月1日より改正実施する。
- 8 この規則は、平成21年4月1日より改正実施する。
- 9 この規則は、平成21年8月1日より改正実施する。
- 10 平成21年8月1日の改正以前に雇用されていた職員の月額報酬が改正前の月

額報酬に達しない場合は、改正前の月額報酬額を支給する。

- 1 1 この規則は、平成22年4月1日より改正実施する。
- 1 2 この規則は、平成23年6月1日より改正実施する。
- 1 3 この規則は、平成26年6月1日に改正し、平成26年4月1日より適用する。
- 1 4 この規則は、平成26年7月1日に改正し、平成26年4月1日より適用する。
- 1 5 この規則は、平成27年3月1日に改正し、平成27年4月1日より適用する。
- 1 6 この規則は、平成27年4月1日より改正実施する。
- 1 7 この規則は、平成28年3月1日に改正し、平成27年4月1日より実施する。
- 1 8 この規則は、平成28年4月1日より改正実施する。
- 1 9 この規則は、平成29年4月1日より改正実施する。
- 2 0 この規則は、平成29年12月1日より改正実施する。
- 2 1 この規則は、平成30年4月1日より改正実施する。
- 2 2 この規則は、平成31年4月1日より改正実施する。
- 2 3 この規則は、令和2年1月1日より改正実施する。
- 2 4 この規則は、令和2年4月1日より改正実施する。
- 2 5 令和2年6月1日から同年9月30日までの間においては、第21条第1項第13号の規定の適用に当たっては、同号中3日とあるものは5日とする。
- 2 6 この規則は、令和3年4月1日から改正実施する。
- 2 7 令和3年6月1日から同年9月30日までの間においては、第21条第1項第13号の規定の適用に当たっては、同号中3日とあるものは5日とする。
- 2 8 この規則は、令和3年12月3日から改正実施する。
- 2 9 この規則は、令和4年4月1日から改正実施する。
- 3 0 令和4年6月1日から同年9月30日までの間においては、第22条第1項第13号の規定の適用に当たっては、同号中3日とあるものは5日とする。
- 3 1 この規則は、令和5年4月1日から改正実施する。
- 3 2 この規則は、令和5年7月1日に改正し、令和5年4月1日から実施する。
- 3 3 令和5年6月1日から同年9月30日までの間においては、第22条第1項第13号の規定の適用に当たっては、同号中3日とあるものは5日とする。
- 3 4 この規則は、令和6年4月1日から改正実施する。
- 3 5 令和6年6月1日から同年9月30日までの間においては、第22条第1項第13号の規定の適用に当たっては、同号中3日とあるものは5日とする。
- 3 6 この規則は、令和6年6月1日から改正実施する。
- 3 7 この規則は、令和7年4月1日から改正実施する。
- 3 8 令和7年6月1日から同年10月31日までの間においては、第22条第1項第13号の規定の適用に当たっては、同号中3日とあるものは5日とする。
- 3 9 この規則は、令和8年1月1日から改正実施する。

40 この規則は、令和8年4月1日から改正実施する。

別表1(第30条関係)

嘱託職員給料表

対馬市社会福祉協議会

(令和8年4月1日～適用分)

号俸	給料月額	備考	号俸	給料月額	備考
1号	178,300		51号	222,400	
2号	179,900		52号	222,700	
3号	181,400		53号	224,100	
4号	182,900		54号	224,500	
5号	184,500		55号	225,000	
6号	186,000		56号	225,300	
7号	187,400		57号	225,800	
8号	188,900		58号	226,100	
9号	190,300		59号	226,600	
10号	191,700		60号	226,900	
11号	193,000		61号	227,200	
12号	194,300		62号	227,500	
13号	195,500		63号	227,700	
14号	196,900		64号	228,000	
15号	198,200		65号	228,500	
16号	199,600		66号	228,900	
17号	200,800		67号	229,300	
18号	202,100		68号	229,700	
19号	203,400		69号	230,200	
20号	204,600		70号	230,600	
21号	205,900		71号	231,000	
22号	206,800		72号	231,300	
23号	207,800		73号	231,600	
24号	208,800		74号	232,100	
25号	209,700		75号	232,500	
26号	210,400		76号	232,900	
27号	211,200		77号	233,200	
28号	211,900		78号	233,700	
29号	212,700		79号	234,000	
30号	213,400		80号	234,400	
31号	214,200		81号	234,800	
32号	214,900		82号	235,100	
33号	215,600		83号	235,600	
34号	216,000		84号	235,800	
35号	216,500		85号	236,100	
36号	216,900		86号	236,500	
37号	217,500		87号	236,800	
38号	217,900		88号	237,100	
39号	218,400		89号	254,700	
40号	218,800		90号	255,400	
41号	219,300		91号	255,900	
42号	219,600		92号	256,500	
43号	219,800		93号	257,100	
44号	220,200		94号	257,600	
45号	220,500		95号	258,100	
46号	220,900		96号	258,400	
47号	221,300		97号	258,900	
48号	221,600		98号	259,200	
49号	221,900		99号	259,600	
50号	222,200		100号	260,100	

101号	260,500		146号	278,400	
102号	261,000		147号	278,900	
103号	261,200		148号	279,100	
104号	261,600		149号	279,500	
105号	261,900		150号	279,900	
106号	262,300		151号	280,300	
107号	262,800		152号	280,700	
108号	263,000		153号	281,000	
109号	263,400		154号	281,300	
110号	263,800		155号	281,600	
111号	264,300		156号	281,800	
112号	264,600		157号	282,200	
113号	265,200		158号	282,500	
114号	265,600		159号	282,800	
115号	266,200		160号	283,100	
116号	266,700		161号	283,500	
117号	267,200		162号	283,800	
118号	267,700		163号	284,000	
119号	268,200		164号	284,200	
120号	268,600		165号	284,400	
121号	269,100		166号	284,700	
122号	269,500		167号	284,900	
123号	270,000		168号	285,100	
124号	270,300		169号	285,300	
125号	270,700		170号	285,600	
126号	271,000		171号	285,800	
127号	271,400		172号	286,000	
128号	271,800		173号	286,200	
129号	272,000		174号	286,500	
130号	272,400		175号	286,700	
131号	272,700		176号	286,900	
132号	273,100		177号	287,100	
133号	273,500		178号	287,400	
134号	273,800		179号	287,600	
135号	274,200		180号	287,800	
136号	274,500				
137号	274,900				
138号	275,300				
139号	275,700				
140号	276,000				
141号	276,400				
142号	276,900				
143号	277,200				
144号	277,500				
145号	278,000				

備考					
1	本給料表は、本会「事業職員給料表」を基準として定める。				

別表2（第32条関係）

昇給基準

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
嘱託職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給

別表3（第33条関係）

① 支給率

基準日	支給率
6月1日	2.325
12月1日	2.325

② 期間率

在職期間	支給割合
6月	100 / 100
5月以上6月未満	80 / 100
3月以上5月未満	60 / 100
3月未満	30 / 100

別表4（第35条関係）

通勤手当の月額

① 自動車等を使用して通勤する場合の支給月額

通 勤 距 離 の 区 分	支 給 月 額
片道 2 k m 以上 3 k m 未満	1,200 円
片道 3 k m 以上 4 k m 未満	1,800 円
片道 4 k m 以上 5 k m 未満	2,400 円
片道 5 k m 以上 6 k m 未満	3,150 円
片道 6 k m 以上 7 k m 未満	3,700 円
片道 7 k m 以上 8 k m 未満	4,250 円
片道 8 k m 以上 9 k m 未満	4,800 円
片道 9 k m 以上 10 k m 未満	5,350 円
片道 10 k m 以上 11 k m 未満	5,900 円
片道 11 k m 以上 12 k m 未満	6,450 円
片道 12 k m 以上 13 k m 未満	7,000 円
片道 13 k m 以上 14 k m 未満	7,550 円
片道 14 k m 以上 15 k m 未満	8,100 円
片道 15 k m 以上 16 k m 未満	8,650 円
片道 16 k m 以上 17 k m 未満	9,200 円
片道 17 k m 以上 18 k m 未満	9,750 円
片道 18 k m 以上 19 k m 未満	10,300 円
片道 19 k m 以上 20 k m 未満	10,850 円
片道 20 k m 以上 21 k m 未満	11,400 円
片道 21 k m 以上 22 k m 未満	11,950 円
片道 22 k m 以上 23 k m 未満	12,500 円
片道 23 k m 以上 24 k m 未満	13,050 円
片道 24 k m 以上 25 k m 未満	13,600 円
片道 25 k m 以上 26 k m 未満	14,150 円
片道 26 k m 以上 27 k m 未満	14,700 円
片道 27 k m 以上 28 k m 未満	15,250 円
片道 28 k m 以上 29 k m 未満	15,800 円
片道 29 k m 以上 30 k m 未満	16,350 円
片道 30 k m 以上 31 k m 未満	16,900 円
片道 31 k m 以上 32 k m 未満	17,400 円
片道 32 k m 以上 33 k m 未満	17,900 円
片道 33 k m 以上 34 k m 未満	18,400 円
片道 34 k m 以上 35 k m 未満	18,900 円
片道 35 k m 以上 36 k m 未満	19,400 円
片道 36 k m 以上 37 k m 未満	19,900 円
片道 37 k m 以上 38 k m 未満	20,400 円
片道 38 k m 以上 39 k m 未満	20,900 円
片道 39 k m 以上 40 k m 未満	21,400 円
片道 40 k m 以上 41 k m 未満	21,600 円
片道 41 k m 以上 42 k m 未満	22,050 円
片道 42 k m 以上 43 k m 未満	22,500 円
片道 43 k m 以上 44 k m 未満	22,950 円
片道 44 k m 以上 45 k m 未満	23,400 円
片道 45 k m 以上 46 k m 未満	23,850 円
片道 46 k m 以上 47 k m 未満	24,300 円
片道 47 k m 以上 48 k m 未満	24,750 円
片道 48 k m 以上 49 k m 未満	25,200 円
片道 49 k m 以上 50 k m 未満	25,650 円
片道 50 k m 以上 51 k m 未満	25,900 円
片道 51 k m 以上 52 k m 未満	26,300 円
片道 52 k m 以上 53 k m 未満	26,700 円
片道 53 k m 以上 54 k m 未満	27,100 円
片道 54 k m 以上 55 k m 未満	27,500 円
片道 55 k m 以上 56 k m 未満	27,900 円
片道 56 k m 以上 57 k m 未満	28,300 円
片道 57 k m 以上 58 k m 未満	28,700 円
片道 58 k m 以上 59 k m 未満	29,100 円
片道 59 k m 以上 60 k m 未満	29,500 円
片道 60 k m 以上 61 k m 未満	29,700 円
片道 61 k m 以上 62 k m 未満	30,050 円
片道 62 k m 以上 63 k m 未満	30,400 円
片道 63 k m 以上 64 k m 未満	30,750 円
片道 64 k m 以上 65 k m 未満	31,100 円
片道 65 k m 以上	31,450 円

別表5（第36条関係）

職務手当の月額

(1) 職員の内次の資格を有する職員

資 格 名 称	月 額 支 給 額
社会福祉士	2,500円
介護福祉士（介護事業に従事する職員に限る）	2,500円

(2) 職員の内次の職務に従事する職員

職 務 手 当 の 支 給 を 受 け る 職 務	月 額 支 給 額
介護保険事業所等の管理者	10,000円
介護保険事業所等の副管理者	7,500円
主任介護支援専門員	5,000円
介護支援専門員	2,500円
主任相談支援専門員	5,000円
相談支援専門員	2,500円
訪問介護員	2,500円
看護師	2,500円
サービス提供責任者	2,500円
生活相談員	2,500円
成年後見専門員	2,500円
成年後見支援員	2,500円
生活支援コーディネーター	2,500円